

福井県嶺南地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 福井県嶺南地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、福井県の嶺南地域における地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 網形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- （2） 網形成計画の実施に関する協議に関すること。
- （3） 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

（組織及び委員等）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長）

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（役員の職務）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員及び代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 第2条各号に掲げる業務のうち、乗合バス等について別に定める業務を行うため、バス専門部会を設置する。

3 その他の部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課、未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課、敦賀市企画政策部ふるさと創生課、小浜市企画部未来創造課、美浜町まちづくり推進課、高浜町総合政策課、おおい町まちづくり課、若狭町総合政策課により構成する。

2 事務局長は、福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和５年７月１８日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和６年５月３０日から施行する。